

○財務省告示第二百六十九号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成三十年九月二十一日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成三十年十月十一日

財務大臣臨時代理

國務大臣 石田 真敏

一 名称及び記 利付国庫債券（二十年）（第六百六十

二 発行の根拠 十五回）特別会計に関する法律（平成十

九 法律第二十三号）第四十七

三 振替法の適用 条第一項 社債、株式等の振替に関する法

律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定

の適用を受けるものとし、その

振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法 価格を競争に付して行われる入

札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競

争入札発行」という。）及び価格

競争入札と同時に行われる入札

であつて、財務大臣が各国債市

場特別参加者ごとに応募限度額

を定めるものによる発行（以下

「国債市場特別参加者・第I非

価格競争入札発行」という。）

五 募入決定の

方法

イ 価格競争

各申込みのうち応募価格の高い

ものからその応募額を順次割り

入札発行

十 十 十
八 七 六

十
五

十
四

十 十
三 二

ロ イ

元 償 償
利 還 還
金 金 期
支 額 限

後 第
の 二
利 期
子 以

初
期
利
子

の 経 利 行
払 過 入 争
込 利 札 非
み 子 率 発 者
札 格 第
発 競 I
競 加
行 場

入 価
札 格
発 競
行 争

日 額 平 平 平 平 平
本 面 成 成 成 成 成
銀 金 五 五 五 五 五
行 額 十 十 十 十 十
百 年 年 年 年 年
円 六 六 六 六 六
に 月 月 月 月 月
つ 二 二 二 二 二
き 十 十 十 十 十
百 日 日 日 日 日
円 日 日 日 日 日

日 毎 毎 毎 毎 毎
を 年 年 年 年 年
支 六 六 六 六 六
払 月 月 月 月 月
期 二 二 二 二 二
と 十 十 十 十 十
し 日 日 日 日 日
、 及 及 及 及 及
各 支 支 支 支 支
支 払 払 払 払 払
期 期 期 期 期
に 属 属 属 属 属
お ず ず ず ず ず

$$\frac{\text{償還金額}}{100} \times \frac{0.5}{100} \times \frac{1}{2}$$

規 下 は 期 た 期 平
定 、 、 が 金 と 成
す 次 、 そ が 額 し 三
る 号 、 の 銀 を を 、 十
期 及 翌 行 支 支 十
日 第 営 業 休 払 次 年
に 十 業 日 業 日 払 の 十
つ 六 日 に 日 日 期 算 二
い 号 支 支 支 算 月 十
て 十 払 払 払 式 二 日
同 六 払 払 払 により 十
じ 号 払 払 払 支 算 日
。 十 払 払 払 出 式 支
。 日 払 払 払 支 支 支
。 日 払 払 払 払 払 払

$$\frac{\text{償還金額の総額}}{100} \times \frac{0.5}{100} \times \frac{93}{365}$$

る 定 定 定 定 定
。 算 算 算 算 算
期 出 出 出 出 出
日 した した した した した
に 金額 金額 金額 金額 金額
払 額 を 額 を 額 を 額 を 額 を
込 第二 第二 第二 第二 第二
む 十 十 十 十 十
の 号 号 号 号 号
と に 規 規 規 規 規
す 算 算 算 算 算

十 額 格 十 額
一 面 金 一 面 金
銭 額 百 銭 額 百
円 円 円 円
に につ につ につ につ
き き き き
九 九 九 九
十 十 十 十
七 七 七 七
円 円 円 円
九 九 九 九

二十 十九

払 者 入 払
込 札 場
期 参 所
日 加

平成 財務
三十 大臣
年 から
九 通知
月 を受け
二十 けた
一日 者